

北空知広域水道企業団の休日定める条例

（平成 3年12月25日 条例第4号）

改正 平成 5年12月27日条例第 2号

（企業団の休日）

第1条 次の各号に掲げる日は、企業団の休日とし、企業団の機関の執務は、原則として行わないものとする。

（1）日曜日及土曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）12月31日から翌日の1月5日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、企業団の休日に企業団の機関が、その所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

（期限の特例）

第2条 企業団の行政庁に対する申請・届出・その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが企業団の休日に当たるときは、企業団の休日の翌日をもって、その期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年12月27日条例第2号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。